

新（修正後）

旧（修正前）

別紙2 リスク分担保表

リスク分担保表(案)(2)

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	経済 リスク	物価 変動	設計建設期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
			維持管理業務期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
	債務 不履行 リスク	本事業の 中止・ 延期	受注者の帰責事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。		○
			上記以外の事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
		構成企業 等に関する リスク	受注者の構成企業の業態悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
	下請業者管理 リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
設計 段階	計画・ 設計 リスク	測量・ 調査 リスク	発注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
			受注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
		設計 リスク	発注者が提示した設計に関する条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計 変更 リスク		発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等	○	
			受注者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等		○
	用地 リスク	用地の 瑕疵 リスク	業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等	○	
		地盤・ 地質 リスク	発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
不可抗力リスク （設計段階）			成果物の引渡し前に、天災等※5（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスク。	○ ※2	△

別紙2 リスク分担保表

リスク分担保表(案)(2)

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
共通	経済 リスク	物価 変動	設計建設期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
			維持管理業務期間中の物価変動	○ ※1	○ ※1
	債務 不履行 リスク	本事業の 中止・ 延期	受注者の帰責事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。		○
			上記以外の事由により、本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
		構成企業 等に関する リスク	受注者の構成企業の業態悪化等の受注者側の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合のリスク		○
	下請業者管理 リスク		受注者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
設計 段階	計画・ 設計 リスク	測量・ 調査 リスク	発注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
			受注者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
		設計 リスク	発注者が提示した設計に関する条件又は要求水準の内容に不備があった場合	○	
			受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計 変更 リスク		発注者の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等	○	
			受注者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の遅延や受注者の費用増加等		○
	用地 リスク	用地の 瑕疵 リスク	業務用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計画・設計変更又は受注者の費用増加等	○	
		地盤・ 地質 リスク	発注者が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的に判断される現地地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受ける場合	○	
不可抗力リスク （設計段階）			成果物の引渡し前に、天災等※6（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する試験等に供される業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に係る損害リスク。	○ ※2	△

大和川下流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理） 実施方針別紙新旧対比表

新（修正後）					旧（修正前）				
リスク分組表(案)(3)					リスク分組表(案)(3)				
リスクの種類		リスクの内容	発注者		リスクの種類		リスクの内容	発注者	
			発注者	受注者				発注者	受注者
建設段階	着工遅延リスク	受注者の帰責事由による着工遅延リスク		○	建設段階	着工遅延リスク	受注者の帰責事由による着工遅延リスク		○
		上記以外の事由による着工遅延リスク	○				上記以外の事由による着工遅延リスク	○	
	工事費の増減リスク	受注者の帰責事由による工事費の増加		○		工事費の増減リスク	受注者の帰責事由による工事費の増加		○
		発注者の指示や変更等、上記以外の事由による工事費の増加	○				発注者の指示や変更等、上記以外の事由による工事費の増加	○	
	完工遅延リスク	受注者の帰責事由により、事業契約に規定される期日までに完工しない場合		○		完工遅延リスク	受注者の帰責事由により、事業契約に規定される期日までに完工しない場合		○
		発注者の指示や変更等、上記以外の事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○				発注者の指示や変更等、上記以外の事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合	○	
	要求水準未達等リスク	受注者の帰責事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの		○		要求水準未達等リスク	受注者の帰責事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの		○
		上記以外の事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの	○				上記以外の事由により、対象施設が要求水準書や事業契約書等に規定される性能を満たさない場合に関するもの	○	
	工事監理リスク	建築基準法に係る工事監理に関するもの		○		工事監理リスク	建築基準法に係る工事監理に関するもの		○
		工事現場管理に関するもの		○			工事現場管理に関するもの		○
維持管理段階	契約不適合責任リスク	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○	維持管理段階	契約不適合責任リスク	本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
		本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの（不法行為責任の対象となる契約不適合を除く）	○				本事業における設計・建設業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの（不法行為責任の対象となる契約不適合を除く）	○	
	不可抗力リスク（建設段階）	工事目的物の引渡し前に、天災等※5（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害リスク。	○	△		不可抗力リスク（建設段階）	工事目的物の引渡し前に、天災等※6（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害リスク。	○	△
			※2					※2	
	汚泥量の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥量の変動に伴う変動費の増加	○			汚泥量の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥量の変動に伴う変動費の増加	○	
		要求水準書に示す条件内の汚泥量の変動に伴う変動費の増加		○			要求水準書に示す条件内の汚泥量の変動に伴う変動費の増加		○
	汚泥性状の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥性状の変化に伴う経費の増加	○			汚泥性状の変動リスク	要求水準書に示す条件外の汚泥性状の変化に伴う経費の増加	○	
		要求水準書に示す条件内の汚泥性状の変化に伴う経費の増加		○			要求水準書に示す条件内の汚泥性状の変化に伴う経費の増加		○
	施設に係る補修工事リスク	維持管理の不備等、受注者の帰責事由により必要となる設備の補修工事		○		施設に係る補修工事リスク	維持管理の不備等、受注者の帰責事由により必要となる設備の補修工事		○

大和川下流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理） 実施方針別紙新旧対比表

新（修正後）					旧（修正前）				
リスク分組表(案)(4)					リスク分組表(案)(4)				
リスクの種類	リスクの内容	負担者			リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		発注者	受注者				発注者	受注者	
維持管理段階	施設の老朽化リスク	施設が健全に機能するために必要な維持管理	※3	○	維持管理段階	施設の老朽化リスク	施設が健全に機能するために必要な維持管理	※3	○
	施設損傷リスク	本事業の対象施設の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○		施設損傷リスク	本事業の対象施設の劣化・老朽化に対して受注者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
		発注者の帰責事由により本事業の対象施設が損傷した場合	○				発注者の帰責事由により本事業の対象施設が損傷した場合	○	
		発注者、受注者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本事業の対象施設が損傷した場合	○	△			発注者、受注者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本事業の対象施設が損傷した場合	○	△
	施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本事業の対象施設の改修等が必要となった場合	○			施設改修等リスク	発注者の帰責事由により、本事業の対象施設の改修等が必要となった場合	○	
		要求水準の未達等、受注者の帰責事由により本事業の対象施設の改修が必要となった場合		○			要求水準の未達等、受注者の帰責事由により本事業の対象施設の改修が必要となった場合		○
	運転管理費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○			運転管理費増大リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスク		○			発注者の帰責事由以外の要因により、受注者の運転管理費用が増大するリスク		○
	要求水準未達等リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○			要求水準未達等リスク	発注者の指示、提示条件の不備・変更によるもの	○	
		受注者の行う維持管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合に関するもの		○			受注者の行う維持管理の業務の内容が要求水準を満たさない場合に関するもの		○ ※5
終了時	業務内容変更リスク	発注者の指示等による維持管理業務の変更に関するもの	○		終了時	業務内容変更リスク	発注者の指示等による維持管理業務の変更に関するもの	○	
	契約不適合責任リスク	本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○		契約不適合責任リスク	本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間内に発生する契約不適合に関するもの		○
		本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの（不法行為責任の対象となる契約不適合を除く）	○				本事業における維持管理業務の対象施設について、事業契約書に規定される各々の契約不適合責任期間外に発生する契約不適合に関するもの（不法行為責任の対象となる契約不適合を除く）	○	
	不可抗力リスク（維持管理段階）	業務期間中に、天災等※5（設計図書で基準を定めたもの）にあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する施設の損害リスクや業務の変更・中止リスク。	○			不可抗力リスク（維持管理段階）	業務期間中に、天災等※6（設計図書で基準を定めたもの）にあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより発生する施設の損害リスクや業務の変更・中止リスク。	○	
	施設の性能リスク	業務期間終了時において、要求水準に示す本事業の対象施設の性能の保持		○		施設の性能リスク	業務期間終了時において、要求水準に示す本事業の対象施設の性能の保持		○
		業務期間終了時における本事業の対象施設の引継ぎに関するもの		○			業務期間終了時における本事業の対象施設の引継ぎに関するもの		○
	終了手続リスク	業務期間終了時の手続に関する諸費用のうち、発注者で負担すべきもの	○			終了手続リスク	業務期間終了時の手続に関する諸費用のうち、発注者で負担すべきもの	○	
		上記以外の業務期間終了時の手続に関する諸費用の発生に関するリスク		○			上記以外の業務期間終了時の手続に関する諸費用の発生に関するリスク		○

大和川下流流域下水道 大井水みらいセンター 汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理） 実施方針別紙新旧対比表

新（修正後）	旧（修正前）
【凡例】 ○：全ての負担若しくは主となる負担者、△：一部負担 ※1 変動が一定の割合までは受注者が負担する。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする。 ※2 原則発注者の負担とするが、一定の割合までは受注者が負担する。 ※3 補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が認めた場合に限り、発注者が更新を行う。 ※4 第三者による事故等の場合は、受注者の管理義務等の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは受注者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは発注者のリスク分担とする。 ※5 天災等とは地震、洪水、戦争、テロリズム、疫病、その他通常の予想をこえた自然的もしくは人為的な事象であって、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことが出来ないものが想定されるが、不可抗力に該当するかどうかについては協議により決定するものとする。	【凡例】 ○：全ての負担若しくは主となる負担者、△：一部負担 ※1 変動が一定の割合までは受注者が負担する。一定の割合を超えた場合は発注者の負担とする。 ※2 原則発注者の負担とするが、一定の割合までは受注者が負担する。 ※3 補修では対応できず更新せざるを得ないことを、データ等客観的な資料により受注者が証明し、発注者が認めた場合に限り、発注者が更新を行う。 ※4 第三者による事故等の場合は、受注者の管理義務等の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは受注者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは発注者のリスク分担とする。 ※5 <u>受注者の帰責事由によらない場合を除くこととし、詳細は協議による。</u> ※6 天災等とは地震、洪水、戦争、テロリズム、疫病、その他通常の予想をこえた自然的もしくは人為的な事象であって、発注者と受注者のいずれの責にも帰すことが出来ないものが想定されるが、不可抗力に該当するかどうかについては協議により決定するものとする。